

平成27年3月11日

まちづくり委員会資料

陳情の審査

陳情第178号 遺体保管所開設に関する陳情

<添付資料>

- | | |
|-------|--|
| 資料1 | これまでの経過及びパブリックコメントの結果概要 |
| 資料2 | パブリックコメントにおける主な意見の要旨と市の基本的な考え方 |
| 資料3 | 川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱の概要 |
| 資料4 | 川崎市中原区宮内における遺体保管所「葬荘」の
管理運営について（要請） |
| 参考資料1 | 川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱（案）に対する
パブリックコメントの実施結果について |
| 参考資料2 | 川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱 |
| 参考資料3 | 川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱手続きフロー |

まちづくり局

1 これまでの経過

- 6月中旬 事業者が近隣住民に対し、施設設置に関する挨拶を行う
- 6月28日 事業者が近隣住民に対する説明会（第1回）を開催
- 7月23日 事業者が近隣住民に対する説明会（第2回）を開催
- 7月28日 「宮内の遺体保管所“葬荘”を考える会」からの川崎市長あての要請書を受理
- 8月 7日 遺体保管所等周辺環境要配慮施設の設置に関する府内検討会議設置
- 8月21日 市から事業者に要請文を送付
- 9月 2日 建築確認手続きを行うよう勧告
- 9月10日 用途変更の確認申請書受理
- 10月 1日 確認済証交付
- 12月 8日 まちづくり委員会陳情審査
(葬祭場等の設置等に関する要綱(案)の策定について)
- 12月22日～1月26日 パブリックコメントの実施
- 3月 3日 川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱 策定
- 3月 6日 市から事業者に再度要請文を送付

2 パブリックコメントの結果概要

・実施期間：平成26年12月22日（月）～平成27年1月26日（月）【36日間】

・意見総数及び意見提出者数

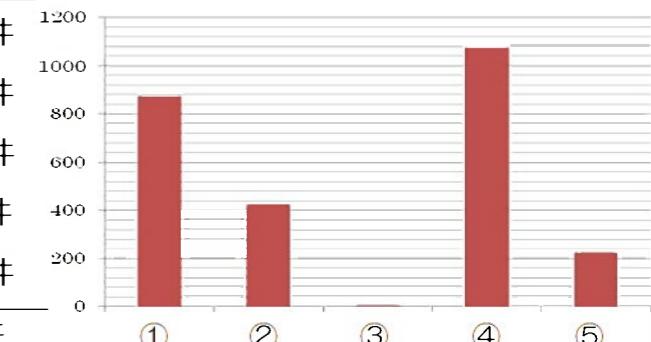
■意見書数	228通
■意見件数	2,601件
■提出者数	226人

《主な意見の内容》

要綱案の内容について、過剰規制ではないかといった観点から規制内容についての根拠や説明を求める意見がある一方で、近隣住民への説明や施設整備基準、管理運営基準に対して、要綱の目的を実現するため、よりきめ細やかな手続きを行うべきとの意見が寄せられた。

《意見の内訳》

① 近隣住民との協議等に関すること	872件
② 施設整備基準に関すること	426件
③ 管理運営上の遵守事項に関すること	5件
④ 要綱の適用に関すること	1,075件
⑤ 要綱全般に関すること	223件
計 2,601 件	



3 要綱策定のとりまとめ

(追加・修正内容)

- ・事業者は、近隣住民との協議内容書類を近隣住民に対して通知しなければならない規定を追加
- ・事業者は、近隣住民からの協議の申し出に対して、「協議に応じるよう努めなければならない」という規定を「協議に応じるものとする」という規定に修正
- ・事業者が提出する維持管理計画書の中に、遺体の保管方法に関する事項を追加

良好な住環境の保全及び事業者と市民の良好な近隣関係の構築に資する目的から、よりきめ細やかな手続きとなるようこれらの「追加・修正内容」を反映し、要綱を策定した。

4 今後のスケジュール

平成27年3月 関係機関等への周知

平成27年4月 川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱の施行

■「川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱（案）」に対する主な意見の要旨と市の基本的な考え方

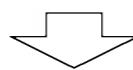
	意見の分類	主な意見の要旨	市の基本的な考え方
①	近隣住民との協議等に関すること (872件)	<ul style="list-style-type: none"> 協議に担当部署や第三者が関わる、または、報告書は事業主と近隣住民代表の連名で捺印した文書とするなどの対策が必要。 第8条第6項の条文の「事業者は協議の申し出を受けたときは、協議に応じよう努めなければならない」について、「応じなければならない」に変更してください。 住民に十分な説明を行う等の結果トラブルを起こしていないようなケースにまで、建築基準法等で求められていない手続きを一律に求めるのは過剰規制ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が協議内容について都合がよいように解釈して報告することができないように、事業者が「協議実施報告書」を市に提出する前に、当該協議を申し出た近隣住民に対し、協議内容を示した書類を直接通知しなければならない規定を追加しました。 当該規定について「応じるものとする」と表現を改めました。 周辺とのトラブルが起きないように、近隣住民に対して十分な説明を行い、事業者及び市民の相互の理解と協力を促進するために手続きを定めたものです。
②	施設整備基準に関すること (426件)	<ul style="list-style-type: none"> 第10条第1項について、要綱案は、遺体の搬入作業が「外部から見えにくい配慮を行うこと」という文言ですが、「見えにくい」と言う表現は抽象的で、誰が見えにくい、見えやすいを判断するのでしょうか。外部から見えないようにすべきであり、「外部から見えないよう配慮を行うこと。」に変更してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の搬入出作業は、施設の開口部から行うこととなるため、保管だけでなく、葬儀形式なども踏まえて「見えにくい」としており、具体的には個々の計画に応じて判断してまいります。
③	管理運営上の遵守事項に関すること (5件)	<ul style="list-style-type: none"> 「遺体の保管方法」について、事業者からの提出資料や説明内容に加えるべきと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者からの提出資料である「維持管理計画書」に「遺体の保管方法に関する事項」を追加しました。これにより、事業者の説明する事項に含まれます。
④	要綱の適用に関すること (1,075件)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対する勧告だけでは、住民への周知がなされないため、違反した事業者については公開してください。 既存の葬祭場等においても、増改築や事業内容変更等の際は、近隣住民の生活に影響を及ぼすと考えられるので、本要綱を適用すること。 何故、葬儀場、遺体保管所、エンバーミング施設、その他これらに類する施設を対象として規制を導入するのか。それぞれの施設は何が問題なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 勧告を公表することは事業者に対して不利益となり、葬祭場等を設置する権利を阻害する可能性があるため、公表はいたしませんが、事業者に対して適切に指導してまいります。 第9条の規定は、建築基準法の既存の建築物に対する制限の緩和規定を参考に、周辺に大きな影響を及ぼさないと考えられる一定の範囲内の増築等について、第8条の説明会の開催等の規定について適用の除外とするものであり、それ以外の要綱の規定は適用されることになります。 遺体を扱う業種である葬祭場等が、住宅地や住工混在地域などに設置された事例において、近隣住民からさまざまな要望が寄せられている一方で、設置に関する法律がなく、近隣住民に対する説明義務もないことから、遺体を扱う葬祭場等の設置等について、ルール化を行ったものです。
⑤	要綱全般に関すること (223件)	<ul style="list-style-type: none"> 「条例」ではないのはどうしてですか。当面、要綱として施行するとしても、議会にかけ審議を重ねて、条例制定することを求めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 条例制定については、国が、遺体の取扱いに関する何らかの法整備を行う場合や要綱の運用を踏まえて、必要性が生じた場合には、検討を行ってまいります。

1 背 景

- 超高齢社会の進行とともに死亡者数が増加しており、本市においても、H42年には、年間死亡者数が約14,500人（H22年比約5,000人増）となることが想定されている。
- 葬儀費用の全国平均は、約200万円以上（財団法人消費者協会アンケート）となっており、諸外国と比べ費用が高い現状にあり、供養を取り巻く環境が大きく変化する中、より簡単に負担が少ない供養のあり方や供養の多様化など、今後さまざまなニーズが想定される。
- また、葬祭場や遺体保管施設等が、住宅地や住工混在地域などに設置された事例において、近隣住民からさまざまな要望が寄せられている。

2 課 題

- 葬祭場や遺体保管施設の設置等に関する法律は無く、事業者は届出・許認可等の手続きをすることなく、これらの施設を設置することができる。
- また、これらの施設の設置に関しては近隣住民に対する説明義務もなく、近隣住民にとっては、周辺環境等に配慮すべき施設として受け止められている。



葬祭場や遺体保管施設等設置に関するルール化の必要性
(施設の設置や管理運営に関する基準、近隣住民への説明等)

3 ルール化の方向性

- 良好な住環境の保全及び事業者と市民との良好な近隣関係の構築に資するルールを定める。
- 「葬祭場」「遺体保管所」「エンバーミング施設」その他これらに類する施設を対象として、施設の設置や管理運営等に関して必要な事項を要綱として定め、柔軟かつ迅速な対応を図る。

施設設置に関する基準
(ハード)

近隣住民等への説明
(周知)

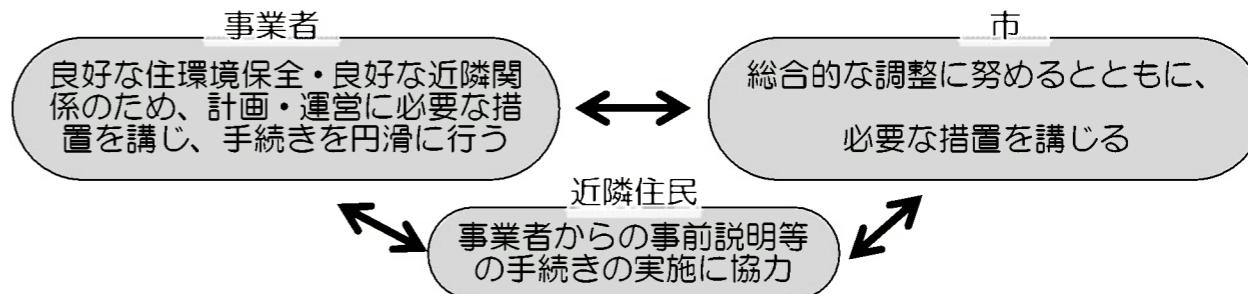
管理運営上の遵守事項
(ソフト)

4 要綱の概要

1) 対象施設

- ① 葬祭場、②遺体保管施設、③エンバーミング施設、その他類する施設

2) 事業者、市、住民等の責務



3) 周辺説明

- 事業者は標識を設置することにより事業の概要について周知を図るとともに、近接住民（土地の境界線から水平距離が10m以内の土地・建築物の所有者・占有者）へ事業概要を通知する。
- また、事業者は近隣住民（土地の境界線から水平距離が100m以内の土地・建築物の所有者・占有者）に対し、事業計画についての説明会を開催する。

4) 葬祭場等設置に係る基準

施設設置基準（ハード面）

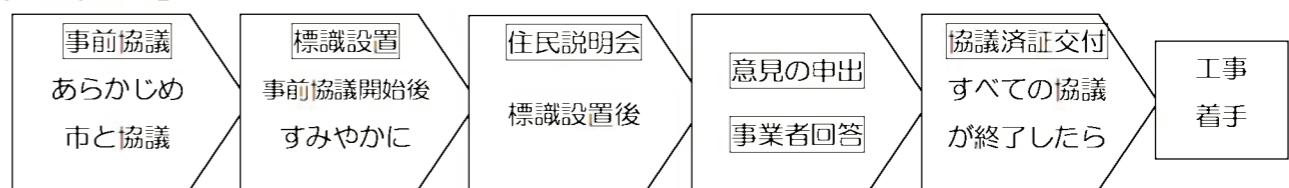
- 接道要件
- 外壁後退
- 緑化、景観配慮
- 駐車場、駐輪場の設置 等

管理運営上の遵守事項（ソフト面）

- 花輪の設置場所
- 通夜・告別式等の実施方法等
- 遺体及び棺の搬入出
- 防音・防臭対策
- 遺体の保管方法

等

5) 手続き等



5 今後のスケジュール

平成27年3月 川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱の策定、周知

平成27年4月 川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱の施行

26川ま調第176号
平成27年3月6日

株式会社アート企画
代表取締役 [REDACTED] 様

川崎市まちづくり局長



川崎市中原区宮内における遺体保管所「葬荘」の管理運営について（要請）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、遺体保管所「葬荘」につきましては、計画が公表されて以来、地域住民の方々から騒音や悪臭といった衛生上の問題など生活環境への影響、事故の危険性などの不安や懸念を抱く声が数多く寄せられたことから、平成26年8月21日付26川ま庶第664号において、「川崎市中原区宮内における遺体保管所「葬荘」の計画について」の要請を行ったところですが、改善が見られない事項がある中で、施設の開業を迎えたことから、地域住民の方々は、引き続き不安や懸念を抱いているところです。

こうした状況を踏まえ、本市では、葬祭場等の設置の計画及び管理運営に関して必要な事項を定めるとともに、事業者及び市民の相互の理解と協力を促進するために手続きを定め、もって良好な住環境の保全及び事業者と市民との良好な近隣関係の構築に資することを目的として、平成27年3月3日に「川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱」を策定いたしました。

今後、本要綱の趣旨を十分に踏まえ、地域住民への丁寧で適切な説明により相互理解を深めるとともに、遺体保管所の管理運営にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な維持管理を行い、公衆衛生及び地域の生活環境に配慮し、今後も引き続き可能な改善を行い地域住民との良好な関係を構築するよう要請いたします。

なお、今後、遺体保管所「葬荘」の増築等を検討される場合は、本要綱に定める手続を適切かつ円滑に行いうよう、併せて要請いたします。

(まちづくり局総務部まちづくり調整課担当)

電話044-200-2935

川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱（案）に対する

パブリックコメントの実施結果について

1 概要

超高齢社会の進行や供養の多様化など、供養を取り巻く環境が大きく変化する中、葬祭場等の設置等にあたっては、良好な住環境の保全及び事業者と近隣住民等との良好な関係の構築が求められていることから、葬祭場等の設置等に関する要綱（案）を策定し、市民の皆様から御意見を募集いたしました。

その結果、228通（意見総数2,601件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱（案）
意見の募集期間	平成26年12月22日（月）～平成27年1月26日（月）
意見の提出方法	電子メール、ファックス、郵送、持参
意見の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市長定例記者会見（平成26年12月3日（水）） ・市ホームページ掲載 ・市政だより（平成26年12月21日号）掲載 ・かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、まちづくり局まちづくり調整課にて資料の閲覧
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ掲載 ・かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、まちづくり局まちづくり調整課にて資料の閲覧

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	計 228通（2,601件）
内訳	電子メール 5通（65件）
	ファックス 2通（15件）
	郵送 3通（26件）
	持参 218通（2,495件）

4 御意見の内容と対応

要綱案の内容について、過剰規制ではないかといった観点から規制内容についての根拠や説明を求める意見がある一方で、近隣住民への説明や施設整備基準、管理運営基準に対して、要綱の目的を実現するため、よりきめ細やかな手続きを行うべきとの意見が寄せられたため、市の考え方や根拠等を説明するとともに、良好な住環境の保全及び事業者と市民の良好な近隣関係の構築に資するという目的の実現に向けて、よりきめ細やかな手続きとなるよう一部意見を反映し、要綱を策定いたします。

(修正部分)

- ・事業者は、近隣住民との協議内容書類を近隣住民に対して通知しなければならない規定を追加
- ・事業者は、近隣住民からの協議の申し出に対して、「協議に応じるよう努めなければならない」という規定を「協議に応じるものとする」という規定に修正
- ・事業者が提出する維持管理計画書の中に、遺体の保管方法に関する事項を追加

【御意見に対する市の考え方の区分説明】

- A 御意見の趣旨を踏まえ、要綱に反映したもの
- B 要綱の趣旨に沿った意見であり、意見を踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後、要綱に基づく取組を進めていく中で参考とするもの
- D 要綱に対する質問・要望の意見であり、要綱の内容を説明・確認するもの
- E その他の意見・要望

【まとめ】

項目	市の考え方の区分					計
	A	B	C	D	E	
近隣住民との協議等に関すること	427			445		872
施設整備基準に関すること				426		426
管理運営上の遵守事項に関すること	1	1		3		5
要綱の適用に関すること				1,075		1,075
要綱全般に関すること			210	13		223
合計	428	1	210	1,962	0	2,601

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 近隣住民との協議等に関すること

No	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	反映状況
1	協議に担当部署や第三者が関わる、または、報告書は事業主と近隣住民代表の連名で捺印した文書とするなどの対策が必要。	いただいたご意見を踏まえ、事業者が協議内容について都合がよいように解釈して報告することができないように、事業者が「協議実施報告書」を市に提出する前に、当該協議を申し出た近隣住民に対し、協議内容を示した書類を直接通知しなければならない規定を追加しました。	A (213件)
2	要綱（案）設定に至った背景は、葬祭場等を設置・運営する業者等に対して一定の基準やルールを規定するためであり、それに対し住民の責務が求められるのは理解しがたいため第5条を削除すべき。	本要綱は、「事業者及び市民の相互の理解と協力を促進するために手続きを定め、もって良好な住環境の保全及び事業者と市民との良好な近隣関係の構築に資すること」を目的としており、目的の達成のためには、「近隣住民の責務」は必要なものと考えます。	D (214件)
3	住民からの意見や協議の申し出は、個々人でできることかもしれないが、該当自治会や近隣住民の団体等での話し合いも必要になってくることが想定されます。その場合、意見をまとめるのに14日以内では、期間が短すぎるので、30日以内に変更してください。	全体の手続き期間について、近隣住民の方々が確実に意見を事業者に伝える事ができ、かつ事業者に過度の負担とならないことが必要となります。 近隣住民の方々が事業者に意見や協議を申し出る機会を2回設けていることなどから、事業者、近隣住民の方々の双方に協力を頂くバランスとして、意見や協議を申し出る期間をそれぞれ14日とさせていただきました。	D (213件)
4	意見の申出の14日の根拠は何か。	近隣住民の方々の双方に協力を頂くバランスとして、意見や協議を申し出る期間をそれぞれ14日とさせていただきました。	D (2件)
5	第8条第6項の条文の「事業者は協議の申し出を受けたときは、協議に応じるよう努めなければならぬ」と表現を改めました。	いただきましたご意見を踏まえ、当該規定について「応じるものとする」と表現を改めました。	A (214件)

	<p>らない」について、「応じなければならない」に変更してください。</p> <p>(住民が協議を申し出ても、協議に応じないことも想定される。住民からの協議の申し出に応じることは、事業者の最低限の義務だと考える)</p>		
6	<p>事前協議に住民等が応じないなどの場合、どのように対処するのか。市として協議に応じるよう強制できるのか。</p>	<p>事業者及び市民の相互の理解と協力を促進するために、「事業者の責務」や「近隣住民の責務」を定め、近隣住民の責務として、「本要綱の目的が達成されるよう、手続の実施に協力しなければならない」旨を定めております。</p>	D (2件)
7	<p>住民に十分な説明を行う等の結果トラブルを起こしていないようなケースにまで、建築基準法等で求められていらない手続きを一律に求めるのは過剰規制ではないか。</p>	<p>周辺とのトラブルが起きないよう、近隣住民に対して十分な説明を行い、事業者及び市民の相互の理解と協力を促進するために手続きを定めたものです。</p>	D (2件)
8	<p>それぞれの施設にはそれぞれ特徴があるのに、何故、一律に同一様式の設置事業計画書等を出させるのか。</p>	<p>様式については、葬祭場等の概要、維持管理計画等について記載することとなっており、葬祭場等の内容に応じた記載ができるように定めております。</p>	D (2件)
9	<p>高さが低い建物、大規模な開発でない建物についてまで、同一の手続きをさせるのは問題ではないか。</p>	<p>本要綱は、特定の用途の施設（葬祭場等）を対象に、良好な住環境の保全及び事業者と市民との良好な近隣関係の構築に資することを目的としているため、規模や高さによる区別はしておりません。</p>	D (2件)
10	<p>近接住民（境界線からの水平距離が10m以内の土地・建築物の所有者・占有者）に「事業の概要」を通知することを義務付けることの距離基準及び義務付けの根拠は何か。</p>	<p>近接住民への通知に係る規定は、葬祭場等が設置されることで、最も影響を受ける可能性のある、敷地境界からいわゆる一皮の範囲の方には確実に事業の計画について周知するため、設けた規定です。</p>	D (2件)

1.1	近接地に居住者がいない場合あるいは居住していない場合にまで一律に、事業の概要の通知をすることを求めるのは過剰要求ではないか。	良好な近隣関係を築くためには、居住者に限らず、土地、建物の所有者の協力も必要と考えており、その方々にも通知することを定めております。	D (2件)
1.2	近隣住民（100m以内）に対し事業計画の説明会を開催することを義務付けることの距離基準及び説明会を義務付けの根拠は何か。	近隣住民に対する説明会に係る規定は、葬祭場等の用途が設置されることによる周辺交通など広い範囲での影響が大きいと考えられ、広範囲の住民に対して事前説明することが必要であるため、設けた規定です。	D (2件)
1.3	近隣地に居住者がいない場合あるいは居住していない場合にも説明会の開催を求めるのは問題ではないか。	説明会の対象者である「近隣住民」には、居住者のみではなく、土地又は建築物の所有者も含まれますので、近隣地に居住者がいない場合あるいは居住していない場合においても、説明会の開催は必要であると考えます。	D (2件)

(2) 施設整備基準に関すること

No	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	反映状況
1.4	第10条第1項について、要綱案は、遺体の搬入作業が「外部から見えにくい配慮を行うこと」という文言ですが、「見えにくい」と言う表現は抽象的で、誰が見えにくい、見えやすいを判断するのでしょうか。外部から見えないようすべきであり、「外部から見えないよう配慮を行うこと。」に変更してください。	遺体の搬入出作業は、施設の開口部から行うこととなるため、保管だけでなく、葬儀形式なども踏まえて「見えにくい」としており、具体的には個々の計画に応じて判断してまいります。	D (210件)
1.5	第10条第3号に規定する隣地境界線までの距離を5メートル以上に変更してください。	隣地境界線までの距離については、都市計画法等を参考に、過度の負担とならない範囲において規定	D (211件)

	また、「ただし」以降の条文を削除してください。	を設けています。 また、既存の葬祭場等の増築や敷地が狭小な場合等、やむを得ない場合が想定されることから、ただし書きの規定を設けています。	
1 6	離隔距離が 1 m では、施設を隠す植栽など不可能ではないか。	幅員 6 m 以上の道路への接道については、都市計画法等を参考に、葬祭場等の設置に伴う交通負荷の軽減のために規定を設けています。	D (1 件)
1 7	接道要件（6 m）の根拠は何か。例えば、できるだけ居住者の少ない場所に建設しようとすれば、むしろ道路は狭くなると考えられるが如何。	幅員 6 m 以上の道路への接道については、都市計画法等を参考に、葬祭場等の設置に伴う交通負荷の軽減のために規定を設けています。	D (2 件)
1 8	外観に関する基準は、主観的なものになりがちであると考えるが、例えば「過大な広告等」とはどのようなものか具体的に示されたい。	「川崎市景観計画」に定められた事項に配慮することになります。 「過大な広告等」とは、高層部に設ける広告物や突出型広告物等を考えています。	D (2 件)

(3) 管理運営上の遵守事項に関するこ

No	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	反映状況
1 9	「遺体の保管方法」について、事業者からの提出資料や説明内容に加えるべきと考える。	ご指摘の内容を踏まえ、事業者からの提出資料である「維持管理計画書」に「遺体の保管方法に関する事項」を追加しました。これにより、事業者の説明する事項に含まれます。	A (1 件)
2 0	遺体保管のためのドライアイスを使用する業者に対して従業員の労働安全衛生と住民の生活環境に配慮することを義務付ける条文を設けて欲しい。	従業員の労働安全衛生については、法律等により規定のある事項については、関係法令等に基づき、対応いたします。 また、住民の生活環境への配慮については、本要綱に、管理運営上の遵守事項として、公衆衛生及び地域の生活環境に配慮するよう努めることを規定しております。	D (1 件)

2 1	「営業時間」について、事業者からの提出資料や説明内容に加えるべきと考える。	「営業時間」については、事業者と近隣住民との協議の状況等を踏まえながら、「維持管理計画書」への記載や説明内容に追加するよう事業者に求めてまいります。	B (1件)
2 2	葬祭場等の営業時間、防音等の基準値を決めて欲しい。	騒音、悪臭については、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づき、苦情（公害）が発生した場合には、市条例に基づいて指導を実施することとなります。 その他の項目については、立地条件や事業者と近隣住民との協議の状況等により、1件毎に協議してまいります。	D (1件)
2 3	基準値を設けて、守れない場合は営業停止、資格剥奪等の罰則規定を設けて欲しい。	法律等により規定のある事項については、関係法令に基づき、対応いたします。その他の事項については、本要綱に基づき、適切に指導してまいります。	D (1件)

(4) 要綱の適用に関すること

No	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	反映状況
2 4	要綱第18条各号以外の違反等も想定され、本要綱を施行する以上、全ての条項について適用されるべきだと考えますので、第18条各号を削除してください。 また、事業者に対する勧告だけでは、住民への周知がなされないため、違反した事業者については公開してください。	勧告を行うにあたり、その具体的意味と範囲を適切に理解できるよう、趣旨及び内容を明確にするため、第18条各号の規定を設けております。 また、勧告を公表することは事業者に対して不利益となり、葬祭場等を設置する権利を阻害する可能性があるため、公表はいたしませんが、事業者に対して適切に指導してまいります。	D (211件)
2 5	適用除外の附則が、第9条の規定と矛盾するため、附則を削除し	附則の規定は、建築基準法の適用の除外の規定を参考に、要綱の制定	D (213件)

	てください。	以前に設置又は工事が開始されている葬祭場等に対し、要綱の規定に適合するよう改修工事等を課すことは過度の負担になることから、遡及されないよう設けているものです。 また、第9条の規定は、建築基準法の既存の建築物に対する制限の緩和規定を参考に、周辺に大きな影響を及ぼさないと考えられる一定の範囲内の増築等について、第8条の説明会の開催等の規定について適用の除外となるよう設けているものです。	D (213件)
26	現に工事中の事業者については、速やかに各条項の手続きを講ずるべきと考えます。	第9条の規定は、建築基準法の既存の建築物に対する制限の緩和規定を参考に、周辺に大きな影響を及ぼさないと考えられる一定の範囲内の増築等について、第8条の説明会の開催等の規定について適用の除外とするものであり、それ以外の要綱の規定は適用されることになります。	D (210件)
27	既存の葬祭場等においても、増改築や事業内容変更等の際は、近隣住民の生活に影響を及ぼすと考えられるので、本要綱を適用すること。	「事業計画の軽微な変更」(第16条)は、何をもって、周辺地域への生活環境に与える影響が軽微と捉えるのか不鮮明であり、例外を設げず、届出や協議が必要となるよう、要綱(案)から削除してください。	D (211件)
28	何故、葬儀場、遺体保管所、エンバーミング施設、その他これらに類する施設を対象として規制を導入するのか。それぞれの施設は何が問題なのか。	遺体を扱う業種である葬祭場等が、住宅地や住工混在地域などに設置された事例において、近隣住民からさまざまな要望が寄せられている一方で、設置に関する法律がなく、近隣住民に対する説明義務もなく、	D (2件)
30	日本遺体衛生保全協会による		D

	<p>と、「エンバーミングとは血管系を利用して血液と防腐剤を完全に入れ替え、全身を灌流固定すること」とあり、入れ替えられた血液等の状況等を考慮すると葬祭場や遺体保管所とは明らかに性質の異なる施設であることから、エンバーミング施設が葬祭場等の分類に含まれるべきではない。</p>	<p>いことから、遺体を扱う葬祭場等の設置等について、ルール化を行ったものです。</p>	(1件)
3 1	<p>「その他これらに類する施設」とはどのようなものを指すのか。具体的に書くべきではないか。</p>	<p>供養を取り巻く環境の変化による供養の多様化の中で、「業」として「遺体」を扱う新たな業態が出現した場合、それらに柔軟に対応できるよう要綱上に規定しました。</p>	D (2件)
3 2	<p>神社、寺院、教会その他これらに類する施設に併設されたものは何故除くのか。 またこの場合も「その他これに類する施設」を具体的に書くべきではないか。</p>	<p>本要綱は、営利目的に業として行う施設を対象としています。そのため、営利目的ではない宗教行為の施設等は対象外としています。</p>	D (2件)
3 3	<p>使用方法の変更等の等は何を指すのか具体的に示されたい。</p>	<p>増築又は使用方法の変更に限らず、葬祭場等の用途に供する部分を増加させる行為を指しています。</p>	D (2件)
3 4	<p>また、1. 2倍の根拠は何か。</p>	<p>建築基準法の既存の建築物に対する制限の緩和規定を参考にしています。</p>	D (2件)
3 5	<p>増築の場合には、既に共存しているわけであり、1. 2倍以上程度で同様の手続きを求めるのは過剰規制ではないか。</p>	<p>建築基準法の既存の建築物に対する制限の緩和規定を参考に、周辺に大きな影響を及ぼさないと考えられる一定の範囲内の増築等について、第8条の説明会の開催等の規定について適用の除外としています。</p>	D (2件)
3 6	<p>それぞれの施設にはそれぞれの特徴があり、例えば、出入りする人間の数にも大きな違いがある等</p>	<p>施設整備基準は、適合するよう努めるべき最低限の基準をお示ししています。</p>	D (2件)

	であるにもかかわらず、同一基準となるのは理解できない。		
3 7	現に工事中とは工事の着手を行っているもののほか、広く建設予定を公にしているものを含むか。	建築基準法の適用の除外の規定を参考に、要綱の制定以前に工事が開始されている葬祭場等に対し、要綱の規定に適合するよう改修工事等を課すことは過度の負担になることから本規定を設けています。	D (2件)

(5) 要綱全般に関するこ

No	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	反映状況
3 8	「条例」ではないのはどうしてですか。当面、要綱として施行するとしても、議会にかけ審議を重ねて、条例制定することを求めます。	条例制定については、国が、遺体の取扱いに関する何らかの法整備を行う場合や要綱の運用を踏まえて、必要性が生じた場合には、検討を行ってまいります。	C (210件)
3 9	少子高齢化等が進展していくことが予想される中にあって、そのニーズへの対応を含め、社会全体としての利益に関し、本要綱の作成においてどのような配慮がされているのか。	超高齢社会の進行とともに死亡者数が増加するなど、供養を取り巻く環境が大きく変化する中、供養に関して、今後さまざまなニーズが想定される一方で、葬祭場や遺体保管施設等が、住宅地や住工混在地域などに設置された事例において、近隣住民からさまざまな要望が寄せられていることから、それらを踏まえ、良好な住環境の保全及び事業者と市民との良好な近隣関係の構築に資することを目的に本要綱を作成したものです。	D (2件)
4 0	何故今このような要綱を作成するのか。	供養に関して、今後さまざまなニーズが想定される一方で、葬祭場等の設置等に関する法律はなく、届出・許認可等の手続きや近隣住民に対する説明義務もなく、近隣住民にとっては、周辺住環境等に配慮すべ	D (2件)

		き施設として受け止められていることを踏まえ、今回、要綱案としてとりまとめたものです。	
4 1	本要綱を作成するにあたって、公聴会の開催等により事業者等の意見を聴取したのか。	本要綱作成にあたっては、パブリックコメントの実施前に、市内事業者団体へヒアリングを行うとともに、パブリックコメントの周知を図っております。	D (2件)
4 2	本要綱は、何を参考として作成されたのか。	葬祭場等の設置等に関する法律がないことから、他都市の先進事例を参考にしつつ、府内検討会議で検討を行ったうえで、要綱としてとりまとめております。	D (2件)
4 3	生活衛生関係の課、災害対策関係の課等とはどのような相談がなされたのか。	本要綱の策定にあたっては、まちづくり局のほか関係部署による府内検討会議を設置し、生活衛生関係等も含めて、府内横断的な検討を行ったうえで、要綱としてとりまとめております。	D (2件)
4 4	要綱案は、まちづくり局所管で作成されているが、少なくともエンバーミング施設においては、公衆衛生上の観点から健康福祉局等が管轄すべきではないか。	要綱案は、まちづくり局所管で作成されているが、少なくともエンバーミング施設においては、公衆衛生上の観点から健康福祉局等が管轄すべきではないか。	D (1件)
4 5	「医療系廃棄物適正管理の手引き（川崎市）」によると、血液や体液等の付着したガーゼ類や注射針等は、感染性廃棄物であり、感染症を防止し、生活環境の保全上支障を生じさせないように適正な処理が必要とある。その為、産業廃棄物の名称や数量を記載したマニュフェストの交付、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等が義務付けられているが、エンバーミング施設から排出される廃棄物はその業務の内容上明らかに感染性をもつものであり、同等の義務を負うべきである。	要綱第11条において、葬祭場等の管理運営にあたっては、関係法令等を遵守することを規定しております。エンバーミング施設から排出される廃棄物につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、適正な対応を指導してまいります。	D (1件)

4 6	<p>世間でもなんとなく認めている「遺体保管所のニーズがある」というのが仮に事実だとしても、だからと言って、宮内の保管所の設置が強行されていいことは全く別だ、というのが感想でした。</p> <p>9月議会でこの問題が取り上げられ、市の見解を拝見しましたが、少なくとも、川崎市内においては、「靈安室の不足という社会的問題を解決する」ためという主張には根拠が無いことになります。</p> <p>国と自治体による適切な法的規制を求める地元住民の声に応えて要綱案が作られたことは一歩前進かもしれないが、内容は、基本的に「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」をベースに事業者の説明と住民との話し合いのルールを定めたに過ぎず、地元の皆さんのが具体的に指摘している「要綱案」の欠陥に耳を傾け、抜本的な見直しを行って欲しい。</p>	<p>本要綱は、遺体の取扱いに関する法整備が無い中で、「事業者及び市民の相互の理解と協力を促進するために手続きを定め、もって良好な住環境の保全及び事業者と市民との良好な近隣関係の構築に資すること」を目的に、総合調整条例の対象外の施設も含めて、遺体を扱う業種である葬祭場等を対象に、葬祭場等の設置等について、ルール化を行ったものです。</p> <p>なお、法整備の国への要請については、川崎市議会が国会及び関係行政庁に提出した「遺体保管施設に関する法整備を求める意見書」の取り扱いを見極めながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。</p>	<p>D (1件)</p>
-----	--	---	-------------------

6 今後のスケジュールについて（予定）

平成27年3月 神奈川県葬祭業協同組合川崎支部等、民間指定確認検査機関等への周知

平成27年4月 「川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱」の公布・施行

川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱

26川ま調第173号局長専決

(目的)

第1条 この要綱は、葬祭場等の設置の計画及び管理運営に関して必要な事項を定めるとともに、事業者及び市民の相互の理解と協力を促進するために手続きを定め、もって良好な住環境の保全及び事業者と市民との良好な近隣関係の構築に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 葬祭場 業として葬儀（骨葬を含む。以下同じ。）を行うことを主たる目的とした集会施設をいう。
- (2) 遺体保管所 葬儀を行う施設を持たず、業として遺体を保管する施設をいう。
- (3) エンバーミング施設 葬儀を行う施設を持たず、業として薬剤を使った遺体の保存、修復等の作業を行う施設をいう。
- (4) 葬祭場等 葬祭場、遺体保管所、エンバーミング施設その他これらに類する施設をいう。ただし、神社、寺院、教会その他これらに類する施設に併設されたものを除く。
- (5) 葬祭場等の設置 新築、改築、増築又は建築物の使用方法の変更等により葬祭場等を設置することをいう。
- (6) 事業者 葬祭場等を設置又は管理運営しようとする者をいう。
- (7) 近接住民 土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し若しくは占有する者（以下「土地所有者等」という。）で、その土地又は建築物の敷地の全部又は一部が葬祭場等を設置しようとする建築物の敷地の境界線からの水平距離で10メートル以内にあるものをいう。
- (8) 近隣住民 土地所有者等で、その土地又は建築物の敷地の全部又は一部が葬祭場等を設置しようとする建築物の敷地の境界線からの水平距離で100メートル以内にあるものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、葬祭場等の設置に関する総合的な調整に努めるとともに、本要綱の目的が達成されるよう、必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、本要綱の目的が達成されるよう、葬祭場等の設置の計画及び管理運営に関する必要な措置を講じるとともに、この要綱に定める手続を適切かつ円滑に行わなければならない。

(近隣住民の責務)

第5条 近隣住民は、本要綱の目的が達成されるよう、手続の実施に協力しなければならない。

(事前協議)

第6条 事業者は、葬祭場等の設置をしようとするときは、あらかじめ葬祭場等の設置に関する事業計画について、協議担当課との協議を行わなければならぬ。

2 事業者は、前項の規定により協議担当課との協議を行うときは、葬祭場等設置事業計画書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

3 葬祭場等設置事業計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 案内図

(2) 配置図

(3) 各階平面図

(4) 立面図

(5) 断面図

(6) 葬祭場等に関する維持管理計画書（第2号様式）

(7) 葬祭場等維持管理責任者選任届・誓約書（第3号様式）

(8) その他市長が必要と認める書類

4 事業者は、第1項の協議が終了したときは、協議終了書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

(標識の設置等)

第7条 事業者は、前条第2項の規定により葬祭場等設置事業計画書を市長に提出したときは、速やかに、葬祭場等の設置を予定する区域の外部から見やすい場所に、標識（第5号様式）を設置するものとする。

2 事業者は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかに、標識設置届（第6号様式）を市長に提出するものとする。

3 第1項の規定により設置された標識は、第15条に規定する葬祭場等設置完了届を市長に提出する日まで設置するものとする。

(説明会の開催等)

第8条 事業者は、前条第2項に規定する標識設置届を提出したときは、事業の概要について、近接住民に通知した後に、近隣住民に対し、葬祭場等の設置に関する事業計画について説明会を開催し、当該事業計画に対する理解を

十分に得るよう努めるものとする。

2 前項の説明会において説明する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者に係る事項
- (2) 葬祭場等の名称及び所在地
- (3) 葬祭場等の概要
- (4) 工事着手予定日
- (5) 工事完了予定日又は葬祭場等設置予定日
- (6) 葬祭場等の管理運営の方法
- (7) 次項に規定する意見並びに第5項に規定する協議の申出の方法及び申出先並びに第4項に規定する回答の方法

3 近隣住民は、第1項の規定による説明会終了後、14日以内に事業者に書面により意見を申し出ることができる。

4 事業者は、前項の規定による意見の申出があったときは、当該申出をした近隣住民に対し、書面により回答するものとする。なお、書面によることが困難である場合には、説明会等に替えることができる。

5 近隣住民は、前項の規定による回答に不服があるときは、回答を受けた翌日から起算して14日以内に、事業者に書面により協議を申し出ることができる。

6 事業者は、前項の規定による協議の申出を受けたときは、協議に応じるものとする。

7 事業者は、第1項の規定による説明会を実施したときは、説明会実施報告書（第7号様式）を、第4項の規定による回答をしたときは、意見に対する回答実施報告書（第8号様式）を、前項の規定による協議をしたときは、あらかじめ、当該協議を申し出た近隣住民に対し、協議に係る内容を示した書類を通知し、協議実施報告書（第9号様式）を、速やかに市長に提出するものとする。

8 事業者は、第3項に規定する意見の申出又は第5項に規定する協議の申出があった場合には、速やかに市長に報告するものとする。

（既存建築物の特例）

第9条 この要綱の施行の際現に存する葬祭場等で、この要綱の施行の際ににおける葬祭場等の用途に供する部分の床面積の合計の1.2倍を超えない範囲で行う増築又は建築物の使用方法の変更等については、前条の規定を適用しないことができる。

（施設整備基準）

第10条 事業者は、葬祭場等を設置しようとするときは、次に掲げる基準に

適合するよう努めるものとする。

- (1) 葬祭場等の自動車駐車場のうち、少なくとも1台分については、遺体搬送用自動車又は靈柩車の駐車及びストレッチャー、ひつぎ等による遺体の搬出入作業に必要な面積を葬祭場等の敷地内に確保することとし、外部から見えにくい配慮を行うこと。また、自動車及び自転車駐車場は、原則として葬祭場等の敷地内に設置すること。
- (2) 葬祭場等の敷地は、原則として幹線道路に接続する幅員6メートル以上の道路に接すること。
- (3) 葬祭場等の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線沿いは、樹木による緑化を行うこと。ただし、当該外壁の構造、開口部の状況等により隣地に対する配慮がなされている場合は、この限りでない。
- (4) 葬祭場等の外観は、周辺の環境、景観等に配慮し、過大な広告等は控えること。

(管理運営上の遵守事項)

第11条 事業者は、葬祭場等の管理運営にあたり、関係法令等を遵守し、維持管理計画書（第2号様式）等に記載された計画に適合するよう適正な維持管理を行い、公衆衛生及び地域の生活環境に配慮するとともに、近隣住民との良好な関係を構築するよう努めるものとする。

(協議済証の交付)

第12条 市長は、葬祭場等の設置に関する事業計画について、第6条第4項に規定する協議終了書が適正と認められ、第8条各項に規定する手續が終了したときは、協議済証（第10号様式）を当該事業者に交付する。

2 事業者は、当該事業を行うときは、当該設置に係る法令上の手續（川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例（平成15年川崎市条例第29号）及び川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例（平成7年川崎市条例第48号）に係る手續を除く。）を行う日までに協議済証の交付を受けるよう努めなければならない。

(工事の着手等の制限)

第13条 事業者は、前条に規定する協議済証の交付を受けた後でなければ、当該設置に係る工事の着手（工事が無い場合にあっては、葬祭場等の開設）をしてはならない。

(葬祭場等の工事着手届)

第14条 協議済証の交付を受けた事業者は、葬祭場等の設置に係る工事に着手しようとするときは、あらかじめ、葬祭場等工事着手届（第11号様式）

を市長に提出するものとする。

(葬祭場等の設置完了の届出)

第15条 事業者は、葬祭場等の設置に係る工事が完了（工事が無い場合にあっては、葬祭場等の開設）したときは、速やかに葬祭場等設置完了届（第12号様式）を市長に提出するものとする。

(事業計画の軽微な変更)

第16条 事業者は、第12条第1項に規定する協議済証の交付を受けた葬祭場等の設置に関する事業計画について、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微で次に掲げるいずれかの事項を変更しようとするときは、あらかじめ、葬祭場等事業計画軽微変更届出書（第13号様式）を市長に提出するものとする。

- (1) 葬祭場等に供する部分の延べ面積を減少させるもの
- (2) 自動車及び自転車駐車場の収容台数を増加させるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その他市長が認めるもの

(管理状況の報告)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、葬祭場等の管理の状況等について報告を求めることができる。

(勧告)

第18条 市長は、次の各号に該当する事業者に対して、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第6条及び第8条に規定する手続を行わずに、葬祭場等の設置又は管理運営を行った事業者
- (2) 第12条に規定する協議済証に記載された内容と異なる内容の設置又は管理運営を行った事業者
- (3) 第13条の規定に違反した事業者

(葬祭場等連絡調整会議)

第19条 この要綱の適正な実施を図るため、葬祭場等連絡調整会議を設置するものとする。

(事業計画書等の縦覧)

第20条 市長は、葬祭場等設置事業計画書等を別に定めるところにより、一般の縦覧に供するものとする。

(委任)

第21条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に工事中または、設置されている葬祭場等については、本要綱は適用しない

葬祭場等設置事業計画書

平成 年 月 日

(宛先) 川崎市長

事業者 住 所
 氏 名 印
 電 話 ()
 [法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱第6条第2項の規定により、次のとおり提出します。

葬 祭 場 等 の 名 称					
葬 祭 場 等 の 位 置	川崎市 区				
葬 祭 場 等 の 内 容	<input checked="" type="checkbox"/> 葬祭場 <input checked="" type="checkbox"/> 遺体保管所 <input type="checkbox"/> エンバーミング施設 <input type="checkbox"/> その他()				
工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 使用方法の変更 ※使用方法の変更の場合、変更前の用途()				
建 築 物 の 概 要	敷地面積	m ²	高 さ	m	
	建築面積	m ²	構 造	造	
	延べ面積	m ²	階 数	地上	階・地下 階
葬 祭 場 等 の 概 要	葬祭場等の床面積	m ²	葬祭場等部分	地上	階・地下 階
	工事着手予定	年 月 日	工事完了予定	年 月 日	(設置予定)
	標識設置予定	年 月 日	説明会実施予定	年 月 日	
問い合わせ先	住 所				
	氏 名	電話 ()			
	担 当 者				
【添付書類】					
<input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 各階平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/> 葬祭場等に関する維持管理計画書 <input type="checkbox"/> 葬祭場等維持管理責任者選任届・誓約書 <input type="checkbox"/> その他()					
※ 備 考					

○施設整備基準について

	項 目	対 応 策 (要 旨)
施 設 整 備 基 準	(1) 自動車及び自転車駐車場 について	
	(2) 敷地に接する道路 について	
	(3) 隣地境界線までの距離及び緑化 について	
	(4) 葬祭場等の外観等 について	

注1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 協議担当課と協議を行う場合は、第一面に規定する添付書類を添付して行ってください。なお、添付書類以外の書類の提出を求める場合があります。

3 事業者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記入を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

(第2号様式)

葬祭場等に関する維持管理計画書

年　　月　　日

(宛先) 川崎市長

住　　所

氏　　名

印

電　　話　　(　　)

[法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者
の氏名]

川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱第6条第2項の規定により、次のとおり提出します。

1 維持管理計画

○施設の設置運営に関すること

1) 花輪の設置場所等に関すること

※花輪の敷地内設置のこと

2) 通夜・告別式等の実施方法等に関すること

※葬儀の受付、参列、見送り等のスペースの敷地内確保のこと

3) 遺体及び棺の搬入出に関すること

※外部から視認されない措置のこと

4) 防音・防臭対策に関すること。

※音や臭いについて、近隣住民等への配慮のこと

5) 交通渋滞の防止対策に関すること。

※会葬者等に対する自動車の使用制限に関する案内のこと

6) 遺体の保管方法に関すること。

※ドライアイス・冷蔵庫等の遺体を保管する方法のこと

葬祭場等維持管理責任者選任（変更）届

(宛先) 川崎市長

年 月 日

事業者 住 所

氏 名

印

電 話 ()

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱第6条第2項の規定により、次のとおり提出します。

近隣住民との折衝等について、同維持管理責任者が責任を持って対応します。

1 葬祭場等維持管理責任者 住 所

氏 名

連絡先

2 葬祭場等の概要

名 称

所在地

誓 約 書

川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱第6条第2項の規定により提出した維持管理計画書に基づき、適正に維持管理することを誓約いたします。

また、当該葬祭場等を含む敷地及び建築物の、全部又は一部を他に譲渡又は貸与する場合は、本誓約書に基づき遵守事項を承継いたします。

葬祭場等維持管理責任者 住 所

氏 名

印

連絡先

注 この届出は、正・副の2部提出してください。（副本は後日返却、写しとして保管してください。）

川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱手続きフロー

